### 第３節　職員団体のための職員の行為

1　在籍専従

職員は職員としての身分を保有したまま、職員団体の業務に専ら従事することはできないが、所轄庁の長の許可を受けた場合には登録職員団体の役員として専ら当該団体の業務に従事すること（いわゆる在籍専従）が認められている（国公法第108条の６）。その最長期間については、国公法附則第18条により、当分の間、７年以下の範囲内で規則で定める期間とされ、規則により７年と定められている（規則17―２（職員団体のための職員の行為）第８条）。

平成25年末における在籍専従者数は146人であり、平均すると組織人員654人につき１人を置いていることになる。

2　短期従事

在籍専従以外に、職員は登録職員団体の役員、議決機関の構成員等として、許可を受けて、１日又は１時間を単位として年間30日の範囲でその職員団体の業務に短期に従事することができることとされている（規則17―２第６条）。平成25年中の短期従事者数は418人で、その総従事期間は3,546日２時間であり、１人当たりの年間平均従事期間は８日４時間となっている。

### 第４節　職員団体等の法人格

1　登録職員団体

登録職員団体は、法人格法第３条第１項の規定により、法人となる旨を人事院に申し出ることにより、法人となることができるとされている。平成25年度末において、法人格を付与されている登録職員団体は189団体である。

2　認証職員団体等

登録されていない職員団体等の申請に基づき、その規約が要件を満たすものであると人事院が認証した場合は、その職員団体等が主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって法人格が付与されることとなっている（法人格法及び規則17―３（職員団体等の規約の認証））。平成25年度末において、人事院が認証機関として規約を認証している職員団体等は５団体となっている。

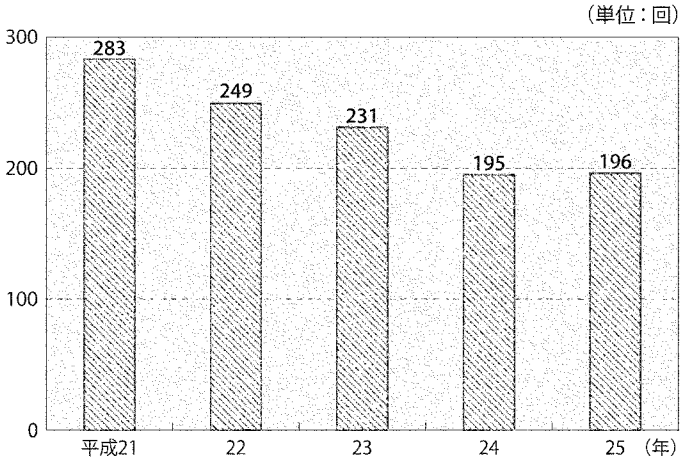
### 第５節　職員団体との会見

人事院は、職員の勤務条件に関し、勧告、規則の制定・改廃などを行うに当たって、職員団体等と会見を行うことを通じて、意見、要望などを聴き、施策に反映させることとしている。

平成25年の職員団体等との会見回数は、本院において66回、地方事務局（所）において130回の合計196回である。その内容は、級別定数の改定関係が95回（48.5％）、春闘統一要求・人勧要求関係が91回（46.4％）であり、ほかには男女共同参画関係が６回（3.1％）などとなっている。

平成25年の会見については、総数は24年と比べ１回の増となっており、ほぼ前年と同様の実施状況であった（図６）。

図６　職員団体等との会見状況




## 第７章　公平審査

公平審査は、不利益処分についての不服申立て、勤務条件に関する行政措置の要求、災害補償の実施に関する審査の申立て等及び給与の決定に関する審査の申立てが人事院に対してなされた場合に、人事院が、それぞれ所定の審査手続に従って、できる限り迅速に、事案の処理を適切に行うものである。そのため人事院は、事案処理に関する目標を定め、その進捗状況等を定期的に把握するとともに、手続面での効率化を検討するなど、事案の早期処理に取り組んでいる。このほか、上記の制度では取り上げることができないものも含め広く苦情相談を受け付け、必要な対応を行っている。

この公平審査は、中立第三者機関である人事院が、職員の利益の保護、人事行政の適正な運営、ひいては公務の公正・中立、かつ、能率的な運営を確保するものである。また、このうちの勤務条件に関する行政措置の要求は、労働基本権が制約されている職員が勤務条件の改善と適正化を求めることを保障するものでもある。

### 第１節　不利益処分についての不服申立て

不利益処分についての審査制度（国公法第90条）は、職員からその意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった場合に、人事院が、事案ごとに公平委員会を設置して審理を行わせ、公平委員会が作成した調書に基づき、処分の承認、修正、又は取消しの判定を行うものである。

人事院は、処分を修正し、又は取り消した場合には、その処分によって生じた職員の不利益を回復するための処置を自ら行い、又は処分者に対し必要な処置を行うように指示することとされている。なお、人事院の判定は、行政機関における最終のものであって、人事院によってのみ審査される。